

総 統 企 第 23号
平成13年 2 月 16日

統計審議会会長 竹内 啓 殿

総務大臣 片山 虎之助

諮問第269号
工業統計調査の改正について

標記について、統計法施行令（昭和24年政令第130号）第1条の3の規定に基づき、統計審議会の意見を求める。

理 由

工業統計調査（指定統計第10号を作成するための調査）について、経済産業省は、労働力の流動化等最近の社会経済情勢の変化を踏まえ、工業の実態をよりの確に把握するとともに、報告者負担の軽減を図るため、平成13年調査から、「従業者数」の区分の細分化、一部調査事項の統合・周期化等調査事項の見直しを行った上で実施することを計画している。

今回の改正計画については、諮問第242号の答申「統計行政の新中・長期構想」の提言等を踏まえ、検討する必要がある。